

○厚生労働省告示第二十九号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）附則第九条第二項の規定により準用された同法第二百一条第五項の規定により申請のあった全国健康保険協会が定める期間の変更について認可したので、同法附則第九条第二項の規定により準用された同法第二百一条第六項の規定により、告示する。

平成三十年二月二十一日

厚生労働大臣 加藤 勝信